

岩手県告示第543号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年6月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年5月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 藤工業有限公司
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割85番地
 - ウ 代表者の氏名 齋藤克己
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第7597号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年5月14日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年5月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社こずかた水道設備
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市青山四丁目44番13号
 - ウ 代表者の氏名 吉田一穂
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第7945号
 - (3) 処分の内容 管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年5月6日付けで管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年5月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社佐々木工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市湯口字山根80番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木貞一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第7951号
 - (3) 処分の内容 ほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年5月14日付けでほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年5月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐々木左官工業
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾寄木第16地割50番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木七郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第8595号
 - (3) 処分の内容 左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年5月10日付けで左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び塗装工

事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成22年5月13日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 岩手不二サッシ販売株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市永井17地割21番地14
- ウ 代表者の氏名 滝浦正人
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第9404号

(3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年5月11日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成22年5月13日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 光栄建設株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘一丁目28番11号
- ウ 代表者の氏名 但野治光
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第20088号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年5月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成22年5月28日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 大迫伊藤電業
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市大迫町外川目第34地割7番地5
- ウ 代表者の氏名 伊藤吉成
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第40082号

(3) 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年5月27日付けで電気工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成22年5月24日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社藤村工務店
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市鉤屋町16番14号
- ウ 代表者の氏名 藤村政一郎
- エ 許可番号 岩手県知事許可(特-19)第487号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年5月21日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。